

京都市告示第 3 7 7 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等の廃止及び起点を変更しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	久我水 0 0 4 6 号	京都市伏見区久我森の宮町 8 番地の 1 地先 京都市伏見区久我森の宮町 8 番地の 1 地先
2	久我水 0 0 4 7 号	京都市伏見区久我森の宮町 4 番地の 1 地先 京都市伏見区久我森の宮町 4 番地の 3 地先
3	久我水 0 0 4 8 号	京都市伏見区久我森の宮町 8 番地の 6 地先 京都市伏見区久我森の宮町 8 番地の 61 地先
4	久我水 0 0 6 9 号	京都市伏見区久我御旅町 6 番地の 6 地先 京都市伏見区久我御旅町 6 番地の 17 地先
5	久我水 0 1 4 6 号	京都市伏見区久我本町 9 番地の 17 地先 京都市伏見区久我本町 9 番地の 14 地先
6	久我水 0 1 8 0 号	京都市伏見区久我森の宮町 2 番地の 32 地先 京都市伏見区久我森の宮町 77 番地地先

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
7	久我水 0 1 6 4 号	旧	京都市伏見区久我森の宮町 3 番地 1 7 地先 京都市伏見区久我森の宮町 4 番地 8 3 地先
		新	京都市伏見区久我森の宮町 8 番地 1 地先 京都市伏見区久我森の宮町 4 番地 8 3 地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)